

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機の
耐空証明の有効期間満了時の取り扱いについて

1. 対象者

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも耐空証明が不要)

2. 耐空証明に関する措置

2-1 平成 30 年 7 月 10 日より当面の間、1. の航空機のうち、耐空証明の有効期間（1 年）が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、耐空証明を更新することが困難なものについては、安全確保のための措置^(※)を講じることを前提に、航空法第 11 条第 1 項但し書きによる許可により、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・ メーカーの定める点検・整備作業を通常どおり行うこと
- ・ 故障が予想される部品については、予防的に早期に交換すること
- ・ 日々の運航において、機体の状況が良好であることについて、特に慎重に確認すること

2-2 上記の航空法第 11 条第 1 項但し書き許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は電話等により仮の申請手続きをできることとする。

3. 本件に係る申請先

(最初の離陸空港が静岡県、長野県、新潟県以東の場合)

東京航空局 安全統括室 航空機検査官室 03-5275-9325 (平日 9:00~17:45)
090-7195-0452 (平日時間外・休日)

(最初の離陸空港が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 安全統括室 航空機検査官室 06-6949-6235 (平日 9:00~17:45)
080-1478-9761 (平日時間外・休日)

以上